

府消委第31号
令和8年2月17日

内閣総理大臣
高市 早苗 殿

消費者委員会委員長
鹿野 菜穂子

答 申 書

令和8年1月13日付消食表第2号をもって諮問のあった、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の一部改正について、下記のとおり答申する。

記

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の一部改正について、諮問された改正案のとおりとすることが適当である。

なお、パブリックコメント等を踏まえた修正については対応されたい。